

## 包括外部監査の結果に関する報告書を 包括外部監査人が市長、教育長に提出します

包括外部監査は、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入されたもので、地方自治法に基づき行われます。

この度、包括外部監査人（公認会計士）が「令和元年度包括外部監査の結果に関する報告書」を市長、教育長に提出し意見交換を行います。また、これに引き続いて、包括外部監査人が記者会見（レクチャー）を行います。

### 1 報告書の提出

日時 令和2年2月20日（木） 15時15分から15時30分まで  
場所 市庁舎 2階 市長応接室

### 2 記者会見

日時 上記の提出が終了次第、開始予定  
場所 市庁舎 2階 記者レク室

### 3 出席者

横浜市 長	林 文 子	(上記1のみ)
教 育 長	鯉 渕 信 也	( 〃 )
包 括 外 部 監 査 人	<small>たね むら</small> 種 村 <small>たかし</small> 隆	(上記1、2)
包括外部監査人補助者	<small>いがらし ふみ たか</small> 五十嵐 郁 貴	( 〃 )

### 4 令和元年度包括外部監査のテーマ

教育に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 5 取材について

報告書の提出については市長応接室へ、記者会見については記者レク室へ、直接お越しください。

#### お問合せ先

監査事務局監査管理課長 三浦 孝之 Tel 045-671-3354

◆ **包括外部監査とは**

外部監査制度は、地方自治法の平成9年改正において、監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入されました。外部監査には、包括外部監査と個別外部監査があり、政令市の長は、毎年度、議会の議決を経て包括外部監査契約を締結し、包括外部監査を受ける義務があります。

◆ **監査の報告を提出する根拠（地方自治法抜粋）  
（包括外部監査人の監査）**

第252条の37（第1項から第4項まで省略。）

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

◆ **最近10年間に実施された包括外部監査のテーマ等**

中元 文徳 氏【公認会計士】	
平成 21 年度	補助金に関する財務事務の執行
平成 22 年度	市営住宅等に関する財務事務の執行
平成 23 年度	下水道事業に関する財務事務の執行について
井上 光昭 氏【公認会計士】	
平成 24 年度	中小企業振興施策に関する財務事務の執行について
平成 25 年度	高齢者福祉に関する事業の財務事務の執行について
平成 26 年度	観光・創造都市戦略の推進事業に関する財務事務の執行について
沖 恒弘 氏【公認会計士】	
平成 27 年度	公有財産（不動産）の管理、運営等について
平成 28 年度	交通事業について
平成 29 年度	水道事業及び工業用水道事業について
種村 隆 氏【公認会計士】	
平成 30 年度	子ども・子育て支援に係る事業の管理に関する財務事務の執行について